

協議第10号

合併の期日について

合併の期日について別紙のとおり提案する。

平成16年2月9日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会

会長 岸 部 陸

## 鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	合併の期日	関係項目
調 整 の 内 容	平成17年3月31日以内を目標とする。	
任意協議会の調整素案	平成17年3月31日以内を目標に、法定協議会の中で決定する。	

説明資料
内 容
<p>1. 合併特例法の適用について</p> <p>平成17年3月31日までに合併した場合は、合併特例法に規定する財政上の特例（地方交付税の算定、合併特例債の起債など）や市の要件の緩和などが適用されます。</p> <p>合併特例法附則第二条 この法律は、平成一七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>合併特例法第五条の二：市となるべき要件の特例 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、<u>人口三万以上</u>を有することとする。</p> <p>－ 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの</p> <p style="margin-left: 40px;">地方自治法第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。</p> <p style="margin-left: 80px;">一 <u>人口五万以上</u>を有すること。</p> <p style="margin-left: 80px;">二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。</p>

説明資料

内 容

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。  
 地方自治法第七条第一項は、市町村合併について規定。

合併特例法第十一条：地方交付税の額の算定の特例

合併特例法第十一条の二：地方債の特例等（合併特例債に関する規定）

2 県内の合併協議会の状況

合併協議会	構成市町村	合併の方式	合併の期日
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会	仁賀保町、金浦町、象潟町	新設	16年3月を目標
本荘由利一市七町合併協議会	本荘市、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	新設	17年3月を目標
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	六郷町、千畑町、仙南村	新設	16年11月1日
大曲仙北合併協議会	大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町	新設	17年3月22日
田沢湖・角館・西木合併協議会	角館町、田沢湖町、西木村	新設	17年3月末日以前を目標
湯沢雄勝合併協議会	湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村	新設	17年3月31日以内を目標
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会	昭和町、飯田川町、天王町	新設	17年3月31日以内を目標
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会	秋田市、河辺町、雄和町	編入	17年1月11日
横手平鹿合併協議会	横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村	新設	17年3月19日
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	五城目町・八郎潟町・井川町	新設	17年3月31日以内を目標

3. 合併までの流れ（概要）

